別表第一号の表中

第三級総合無線通信士	第三級海上無線通信士	
	第一級海上特殊無線技士	
	第一級アマチュア無線技士	
		○
	○	
	○	○

を

第三級総合無線通信士	第三級海上無線通信士
	第一級海上特殊無線技士
○	
○	○

に改め、同表第二級アマチュア無線技士の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十五号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第七条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十三号（認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年五月十七日

総務大臣　片山　善博

第二項の表中

第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	電気通信術の試験 英語の試験
	第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験
	第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験

を

第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	電気通信術の試験 英語の試験
	第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験
	第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験

に、

第二級総合無線通信士の国家試験の無線工学及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	電気通信術の試験 英語の試験
	第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

を

第一級総合無線通信士の国家試験の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	電気通信術の試験 英語の試験
	第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験
	第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験

に、

第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士の国家試験の無線工学及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第二級海上無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験
	航空無線通信士の国家試験	電気通信術の試験 英語の試験

を

第三級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第三級総合無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験

を

第三級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第三級総合無線通信士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験 英語の試験
	第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の国家試験	無線工学の基礎の試験 電気通信術の試験

に改める。

○総務省告示第百八十六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第七百二十一号（電気通信術の試験の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年五月十七日

総務大臣　片山　善博

第一項第一号中「又は耳の不自由な受験者が持参したモールス符号を受信するための補助器具（第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士に係る試験の場合に限る。）」を削り、同項第二号㈢を削る。